

第5章 災害応急対策関係資料

第1節 枚方市防災会議

1 枚方市防災会議条例

〔昭和39年5月15日〕
〔条例第35号〕

改正	昭和41年8月6日	条例第35号	昭和59年6月30日	条例第23号
	昭和47年9月22日	条例第30号	平成10年6月22日	条例第14号
	昭和51年9月25日	条例第33号	平成12年3月24日	条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第5項の規定に基づき、枚方市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和59年条例23号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 枚方市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

一部改正〔昭和59年条例23号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市の区域を管轄する法第2条第4号の指定地方行政機関の職員
 - (2) 市の区域において業務を行う法第2条第5号の指定公共機関又は同条第6号の指定地方公共機関の役員又は職員
 - (3) 大阪府の職員
 - (4) 市の区域を管轄する大阪府警察の警察官
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長

(7) 市の職員

(8) 前各号のほか、市長が適当と認める者

6 前項の委員は、50人以内とする。

一部改正〔昭和41年条例35号・47年30号・51年33号・59年23号・平成10年14号〕

(委員の任期)

第4条前条第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前条の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者又は市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔昭和59年条例23号〕

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

旧7条を一部改正し6条に繰上げ〔昭和59年条例23号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和41年8月6日条例第35号〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年7月20日から適用する。

附 則〔昭和47年9月22日条例第30号〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則〔昭和51年9月25日条例第33号〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年6月5日から適用する。

附 則〔昭和59年6月30日条例第23号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成10年6月22日条例第14号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成12年3月24日条例第2号抄〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 防災会議委員

- 1 会 長 枚方市長
2 委 員

(平成17年4月1日現在)(順不同)

職 名	職 名
国土交通省淀川河川事務所長	枚方市コミュニティ連絡協議会副会長
陸上自衛隊第36普通科連隊長	枚 方 市 副市長
大阪府北河内地域防災推進室長	副市長
大阪府枚方保健所長	収入役
大阪府枚方土木事務所長	教育長
大阪府枚方警察署長	水道事業管理者
枚方寝屋川消防組合消防長	病院事業管理者
枚方市消防団長	市長公室長
淀川左岸水防事務組合事務局長	企画財政部長
枚方市医師会理事	総務部長
枚方市歯科医師会副会長	市民生活部長
枚方市薬剤師会長	文化産業部長
日本郵政公社枚方郵便局長	健康部長
西日本電信電話株式会社大阪支店 災害対策室長	福祉部長
関西電力株式会社枚方営業所長	環境保全部長
大阪ガス株式会社導管事業部北東導管部 保安指令センター長	環境事業部長
西日本旅客鉄道株式会社長尾駅長	都市整備部長
京阪電気鉄道株式会社枚方エリア統括駅長	土木部長
京阪バス株式会社枚方営業所長	下水道部長
京阪宇治交通株式会社運輸課男山営業所長	重点プロジェクト推進部長
日本通運株式会社枚方営業課係長	市民病院事務局長
株式会社エフエムひらかた取締役局長	市民病院看護局長
株式会社ケイ・キャット総務企画部長	水道局長
学識経験者(建築関係)	教育委員会・管理部長
学識経験者(防災関係)	